

令和 5 年度第 1 回岡山支部評議会 議事概要

開催日時	令和 5 年 7 月 19 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 15
開催場所	第一セントラルビル 2 号館 8 階会議室 Ivy
出席評議員	学識経験者 : 浜田評議員 (議長) ・ 中浜評議員 ・ 水田評議員 事業主代表 : 安原評議員 ・ 平山評議員 ・ 大塚評議員 被保険者代表 : 田原評議員
議題 1 . 令和 4 年度決算 (見込み) について 議題 2 . 令和 4 年度支部事業実施結果について その他報告事項 (口頭説明)	

各議題について、事務局より資料に基づいて説明。

**議題 1 . 令和 4 年度決算 (見込み) について**

< 事業主代表 >

近年積み上がっている準備金について、上限の目安のようなものはあるのか。

< 事務局 >

準備金は保険給付費等に要する費用の 1 ヶ月分相当を積み立てることとされているが、上限は無い。過去には準備金がマイナスになった年もある。医療費の変動リスクに備え、今後も平均保険料率 10% を超えないようにするために準備金を積み立てている。

< 学識経験者 >

加入者 1 人当たり医療給付費の推移について、令和 3 年度や令和 4 年度における対前年度比の伸び率の高さは、協会けんぽ特有のものか。健保組合も同様の傾向なのか。

< 事務局 >

健保組合の傾向については申し訳ないが把握していない。令和 3 年度については、令和 2 年度の受診控えによる反動が影響し、令和 4 年度については、新型コロナウイルス感染症等による受診の影響が主な要因であると考えます。また、傷病手当金に関しても新型コロナウイルス感染症に関する申請件数が大きく増加した。

<事業主代表>

必要があって医療機関を受診すべき方はもちろん受診していただいて構わないが、過剰に受診している方については受診を控えるように働きかけなければ、今後も医療費は伸びていく一方である。

<事務局>

適正受診という表現のもと、過剰受診やはしご受診等に対する働きかけを、引き続き取り組んでいく。

<学識経験者>

後期高齢者支援金の戻り分 1,901 億円のところを、もう少し詳しく教えていただきたい。

<事務局>

後期高齢者支援金の概算納付分は 2 年後に精算されることとなっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による令和 2 年度の高齢者医療費の一時的な減少によって、令和 4 年度の精算で戻り分 1,901 億円が生じた。

<学識経験者>

前期高齢者納付金についても同様の考え方か。

<事務局>

そのとおり。概算納付の 2 年後に精算される。

## 議題 2. 令和 4 年度支部事業実施結果について

<学識経験者>

2 点お聞きしたい。1 点目は、柔道整復施術療養費に関して、厚生局に情報提供した不正請求事案とはどのようなものか。2 点目は、ジェネリック医薬品の供給問題に関して、現状はどうなっているか。

<事務局>

部位数や日数の多い濃厚施術の施術所を抽出し、明らかに数値が高い施術所を選定した。また、同一人物に対して施術部位を変えながら長期で施術している「部位ころがし」の多い施術所も抽出して選定した。保険適用の範囲外による施術、施術録の記載がしっかりされていない施術、定額徴収を行っている施術等、明確に違反している施術所について厚生局に情報提供を行った。

ジェネリック医薬品の供給問題については、現在も一部のジェネリック医薬品で供給不足が継続している。ただ、新たな工場の稼働など供給改善に向けた取り組みも進みつつあると聞いている。

#### <事業主代表>

3点お聞きしたい。1点目は、申請書のオンライン申請に向けた対応はどうか。2点目は、健康経営優良法人の申請に関して、現状は毎年の申請となっているが今後も同様の傾向なのか。3点目は、生活習慣病予防健診の付加健診に関して、対象年齢を一部の年齢ではなく、例えば40歳以上を対象にするなど年齢幅を拡大できないのか。

#### <事務局>

オンライン申請に関して、令和7年度末までに行政手続きについては原則オンライン化する旨で国の計画が策定されており、協会けんぽとしては、現状では、健康保険の給付金等の申請について令和8年1月からオンライン申請を開始できるように検討を進めている。

健康経営優良法人に関しては、事務局が協会けんぽとは異なるため、今年度の申請に係る詳細な情報は現時点で把握していない。

生活習慣病予防健診の付加健診の対象年齢に関しては、おっしゃるように年齢幅を拡大したいところではあるが、全支部統一のものであり、現状は指定された年齢のみが対象となる。なお、対象者については、毎年、対象者一覧を送付しているため参考にしていただきたい。

#### <事業主代表>

4点お聞きしたい。1点目は、レセプトの査定では、算定誤りをどの程度まで見つけることができるのか。2点目は、マイナンバーカードの保険証利用の見通しについて。3点目は、ジェネリック医薬品のシールは今後も使用されるのか、最後に、返納金債権の回収率ではなく金額の推移をお聞きしたい。

#### <事務局>

支払基金の一次審査ではAIを導入した審査も実施されており、基本的な算定誤りは一次審査で査定される。協会けんぽでは、例えば、手術術式や材料などの複雑な審査を目視で実施している。

マイナンバーカードの保険証利用については、予定では、来年の秋に保険証の新規発行が終了し、現在の保険証利用は再来年の秋までの期限となっている。マイナンバーカードを持たない方に対しては、本人の申請に基づき資格確認書が交付される予定となっている。マイナンバーカードの保険証利用によって、保険証の回収業務が無くなるだけでなく、保険証の資格喪失後の受診による返納金の発生を防ぐこともできる。

ジェネリック医薬品シールについては、健康保険証の廃止に伴いシールも発行されなくなる予定である。また、現在は、各個人がマイナポータル上で先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額を確認できるようにもなっている。

返納金債権の金額については、令和4年度分は資料にお示ししているところではあるが、毎年の金額は、返納金の案件によって大きく変動することもある。年間推移の具体的な金額については手元の資料にて把握できておらず申し訳ない。

<学識経験者>

無資格受診による返納金債権の事例としては、会社を退職後も直ぐに保険証を返却せずに使い続けているという理解で良いか。

<事務局>

そのとおり。最近では外国人による事例も増加している。また、遡及して資格を喪失した場合等は1件当たりの金額が大きくなることもある。

<事業主代表>

KPIを達成できていない事業もあるが、達成状況の確認や管理はされているのか。

<事務局>

毎月、進捗会議を実施し、各グループのKPIの進捗状況を確認している。また、未達成の可能性が高い事業については、対策を検討した後、取り組むようにしている。

**その他報告事項（口頭説明）**

質問や意見なし

**特記事項**

傍聴者なし

次回開催は令和5年10月を予定